

4 陳情 第 39 号	神宮外苑地区再開発計画に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年11月11日受理、令和4年12月1日付託
陳情者	東京都渋谷区————— ————— 代表 ————— 外1名

(要 旨)

- 1 神宮外苑地区再開発計画において、神宮外苑内の新宿区に属する地区（明治神宮聖徳記念絵画館前通り、スタジアム通り、建国記念文庫の森及びその他の新宿区道）での樹木伐採、樹木移植を許可しないでください。
- 2 都の環境影響評価審議会としても「今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与することで、寄与していく」とされていますが、その関与にあたり事業者より樹木医立会いの元、神宮外苑内の全ての樹木を「一本一本」リストアップし、伐採予定、移植予定、そして現状のまま保護されるかを、「その樹木毎」に明確に明記したリストを資料として作成、そのリストを公開するよう求める意見書を都に提出してください。
- 3 神宮外苑は、区民・都民にとって歴史的・文化的に大きな意味を持つ貴重な場所として現状を維持保護されこそすれ、開発などは全く必要でないと考えます。事業者の再開発にあたっては、区民・都民への丁寧な説明と入念な意見の交換、さらに区民を始めとする都民全体の同意が必須です。その話し合いを持つ機会を設け、その決定にあたっては区民・都民の民意を重視するよう求める意見書を都に提出してください。

(理 由)

神宮外苑は、明治天皇とその皇后昭憲皇太后のご遺徳を永く後世に伝えるために大正15年、国民の献金7,033,640円、献木54種3,190本、及び延べ102,792人にもものぼる青年団に依る労働ご奉仕により造営されました。造営後、明治神宮奉賛会よりその美観の永久的保存を託され明治神宮に奉獻され、大正15年9月、日本における最初の風致地区として指定されたものです。

東京という大都会の中で豊かな緑を悠々と抱く神宮外苑は、近隣住民や区民・都民は言うに及ばず、国民に愛される都会のオアシスであり、その貴重な自然環境はもちろん、緊急時には都民の安全を守る避難場所となる大事な場所です。また、日本が初めて西洋の庭園建築を取り入れた庭園であり、世界に誇るべき歴史的・文化的資産です。

現在は明治神宮の所有となっていますが、前述したように国民の献金、献木、ご奉仕

によって造営されたものであり単なる私有地とは異なる、公共性・公益性の高い文化資産であり、社会的共通資本です。今回の神宮外苑地区再開発計画は、神宮外苑地区の貴重な自然環境を破壊し、庭園建築を極めた神宮外苑の景観をも損なう計画であり、新宿区民はもちろんのこと、都民にとっては決して簡単に容認できない問題です。

新宿区は「神宮外苑地区地区計画」の中で「神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景観を保全するとともに、神宮外苑地区一帯において、緑豊かな風格ある景観の創出、バリアフリー化された歩行空間の整備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進する。」と謳っています。また、同計画中の「地区計画の目標」においても「首都東京の顔にふさわしい、緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまち」として、「神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨む首都東京の象徴的なビスタ景を保全するとともに、風格ある景観を維持していく。」とも謳っています。重ねて「土地利用の方針」の項目において、「明治神宮聖徳記念絵画館、神宮外苑いちょう並木を中心とした緑豊かな風格ある都市景観を保全し、緑と調和した空間整備を図る地区（B地区）」で「歴史的な建築物や後背地の緑地環境を保全し、神宮外苑の4列のいちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨むビスタ景をはじめとした風格ある都市景観の形成及び豊かな緑と調和した憩いと安らぎの空間整備を図る。」と謳っています。「建築物等の整備の方針」においてもまた、「良好な都市空間の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度など、地区特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定める。」としています。「緑化等の方針」においても「神宮外苑いちょう並木をはじめとする歴史的な景観や緑地等の保全など、地区資源を活用した風格ある緑の環境づくりを推進する。」と、新宿区が区政として神宮外苑の景観及び緑地が織りなす緑の環境づくりをなによりも重視していることがわかります。

神宮外苑の再開発は無用であり、根本的な見直しが必須です。新宿区が「神宮外苑地区地区計画」の中で謳っている内容に添い、神宮外苑のビスタ景と樹木を新宿区民・東京都民と共に守っていただきたいとここに謹んで陳情いたします。